第五区
横浜市
戸塚区
泉区
瀬谷区
第六区
横浜市
保土ケ谷区
旭区
第七区
横浜市
港北区
都筑区
第八区
横浜市
緑区
青葉区
第九区
川崎市
多摩区
麻生区
第十区
川崎市
川崎区
幸区
中原区
新丸子町、新丸子東一丁目、新丸子東二丁目、新丸子東三丁目、丸子通一丁目、丸子通二丁目、上丸子山王町一丁目、上丸子山王町二丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町一丁目、小杉町二丁目、小杉町三丁目、小杉御殿町一丁目、小杉御殿町二丁目、小杉陣屋町一丁目、小杉陣屋町二丁目、等々力、木月一丁目、木月二丁目、木月三丁目、木月四丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、苅宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井、今井西町、井田一丁目、井田二丁目、井田三丁目、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉
第十一区
横須賀市
三浦市
第十二区
藤沢市
高座郡

第十三区
大和市
海老名市
座間市
綾瀬市
第十四区
相模原市
緑区
相原、相原一丁目、相原二丁目、相原三丁目、相原四丁目、相原五丁目、相原六丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本一丁目、西橋本二丁目、西橋本三丁目、西橋本四丁目、西橋本五丁目、二本松一丁目、二本松二丁目、二本松三丁目、二本松四丁目、橋本一丁目、橋本二丁目、橋本三丁目、橋本四丁目、橋本五丁目、橋本六丁目、橋本七丁目、橋本八丁目、橋本台一丁目、橋本台二丁目、橋本台三丁目、橋本台四丁目、東橋本一丁目、東橋本二丁目、東橋本三丁目、東橋本四丁目、元橋本町
中央区
南区
旭町、鵜野森一丁目、鵜野森二丁目、鵜野森三丁目、大野台一丁目、大野台二丁目、大野台三丁目、大野台四丁目、大野台五丁目、大野台六丁目、大野台七丁目、大野台八丁目、上鶴間一丁目、上鶴間二丁目、上鶴間三丁目、上鶴間四丁目、上鶴間五丁目、上鶴間六丁目、上鶴間七丁目、上鶴間八丁目、上鶴間本町一丁目、上鶴間本町二丁目、上鶴間本町三丁目、上鶴間本町四丁目、上鶴間本町五丁目、上鶴間本町六丁目、上鶴間本町七丁目、上鶴間本町八丁目、上鶴間本町九丁目、古淵一丁目、古淵二丁目、古淵三丁目、古淵四丁目、古淵五丁目、古淵六丁目、栄町、相模大野一丁目、相模大野二丁目、相模大野三丁目、相模大野四丁目、相模大野五丁目、相模大野六丁目、相模大野七丁目、相模大野八丁目、相模大野九丁目、相南一丁目、相南二丁目、相南三丁目、相南四丁目、西大沼一丁目、西大沼二丁目、西大沼三丁目、西大沼四丁目、西大沼五丁目、東大沼一丁目、東大沼二丁目、東大沼三丁目、東大沼四丁目、東林間一丁目、東林間二丁目、東林間三丁目、東林間四丁目、東林間五丁目、東林間六丁目、東林間七丁目、東林間八丁目、文京一丁目、文京二丁目、松が枝町、御園一丁目、御園二丁目、御園三丁目、豊町、若松一丁目、若松二丁目、若松三丁目、若松四丁目、若松五丁目、若松六丁目
第十五区
平塚市
茅ヶ崎市
中郡
第十六区
相模原市
緑区
第十四区に属しない区域
南区
第十四区に属しない区域
厚木市
伊勢原市
愛甲郡
第十七区
小田原市
秦野市
南足柄市
足柄上郡
足柄下郡
第十八区
川崎市
中原区
第十四区に属しない区域
高津区
宮前区
新潟県
第一区
新潟市
北区
本庁管内（細山に属する区域に限る。）
北区役所北出張所管内（すみれ野四丁目に属する区域を除く。）
東区
本庁管内
東区役所石山出張所管内（亀田中島四丁目に属する区域を除く。）
中央区
本庁管内
中央区役所東出張所管内
中央区役所南出張所管内（鵜ノ子及び亀田早通に属する区域を除く。）

江南区
本庁管内
天野、天野一丁目、天野二丁目、天野三丁目、粟山、姥ケ山、江口、大淵、祖父興野、嘉木、嘉瀬、上和田、北山、久蔵興野、蔵岡、酒屋町、笹山、三百地、鐘木、清五郎、曽川、楚川、曽野木一丁目、曽野木二丁目、太右エ門新田、俵柳、直り山、長潟、中野山、鍋潟新田、西野、西山、花ノ牧、平賀、細山、舞潟、松山、丸潟新田、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、山二ツ、両川一丁目、両川二丁目、和田、割野
南区
本庁管内（天野に属する区域に限る。）
西区
本庁管内
西区役所西出張所管内（四ツ郷屋及び與兵衛野新田に属する区域を除く。）
西区役所黒埼出張所管内
第二区
新潟市
南区
南区役所味方出張所管内
南区役所月潟出張所管内
西区
第一区に属しない区域
西蒲区
長岡市
本庁管内（西津町に属する区域のうち、平成十七年三月三十一日において三島郡越路町の区域であつた区域に限る。）
長岡市越路支所管内
長岡市三島支所管内
長岡市小国支所管内
長岡市和島支所管内
長岡市寺泊支所管内
長岡市与板支所管内
柏崎市
燕市
佐渡市
西蒲原郡
三島郡
刈羽郡